

宝永電機
グリーン調達基準
第1版

2016年4月1日制定

I. 宝永電機のグリーン調達基準の考え方について

1. 目的

環境保全活動に積極的に取り組んでいるお取引先様から環境負荷の小さい商品を調達し、お客様に提供することで地球環境の保全、循環型社会の構築に貢献することを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 当基準は、以下に適用する。

- ・お取引先様の環境活動
- ・宝永グループへ納入される商品

(2) 商品とは、部品、製品、機器等の購入品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品、付属物、包装、その他商品と共に納入されるすべてをいう。

3. 調達基準

以下の3項目および、品質、価格、納期などと合わせて、お取引先様の選定を総合的に判断する。

(1) 環境保全への取組み

環境保全活動に積極的に取り組んでいるお取引先様を優先する。

(2) 商品含有化学物質の管理

サプライチェーン全体での化学物質管理が、含有化学物質規制の対応に必要であるため、商品含有化学物質を管理できているお取引先様を優先する。

(3) 納入商品中の化学物質の含有状況

宝永電機に納入される商品には、以下の①「禁止物質」および②「条件付禁止物質」が含有していない事に加え、③「報告物質」の含有状況を報告できるお取引先様を優先する。

①禁止物質：商品に含有してはならない

②条件付禁止物質：

法規制で定める適用除外用途に該当する場合以外は商品に含有してはならない

③報告物質：商品への含有状況を報告する物質

対象物質、適用除外用途の詳細は、国内外の法規制および宝永電機の指定による。

- ・日本における法規制の例

化審法、安衛法、オゾン層保護法、資源有効利用促進法など

- ・海外における法規制の例

EU RoHS 指令、EU REACH 規則、EU POPs 規則、EU 包装指令、EU ODS 規則、ドイツ化学品禁止規則など

EU RoHS 指令：電気電子機器に含まれる有害物質の使用規制

EU REACH 規則：化学物質の登録、評価、認可及び制限

EU POPs 規則：POPs（残留性有機汚染物質）の製造および使用の廃絶・制限

EU 包装指令：包装材に含まれる有害物質の使用規制

EU ODS 規則：ODS（オゾン層破壊物質）の使用に関する規則

II. お取引先様へのお願い

宝永電機の営業部門より依頼があれば、指定したフォーマットにて書類、データを所定期限までに提出下さい。

<書類、データ>

- ・禁止物質不含有証明書
- ・含有化学物質報告データ
- ・その他、宝永電機が指定する調査書類

製造条件（材料、工法、設備、製造場所など）の変更時は事前連絡下さい。

以上